

懲戒処分の公表

令和 7 年 9 月 2 日

消 防 長 本橋 由行

下記のとおり懲戒処分を行ったので、「豊橋市職員の懲戒処分の公表基準」に基づき公表します。

所属の部局	消防本部
職種又は職務の級	消防吏員
年齢	27 歳
性別	男
処分内容	停職 6 月
処分理由（事案概要）	
（ 概 要 ）	令和 7 年 5 月 30 日（金）午後 11 時 49 分頃、豊橋市内の居室ベランダに侵入し、同月 31 日（土）午前零時 7 分頃まで女性の性的な姿態を動画撮影した。また、令和 7 年 6 月 26 日（木）午前 10 時 4 分頃、名古屋市内の居室に正当な理由もなく、玄関扉の施錠を開錠し侵入した。
（処分理由）	地方公務員法第 33 条「信用失墜行為の禁止」違反。 地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号「法律等に違反した場合」及び第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当。
処分年月日	令和 7 年 9 月 2 日